

令和3年度

神戸市立放課後児童クラブ（学童保育）入会のご案内

令和3年度の神戸市立放課後児童クラブ（学童保育）を下記の要領で開設いたします。入会ご希望の方は、この案内をよくお読みいただき、**ご利用を希望される児童館及び学童保育コーナーへお申し込み**ください。

記

1 放課後児童クラブ（学童保育）とは

保護者が働いているなど、放課後大人の家族が家にいない小学生のために開設しているものです。子育てと仕事の両立支援や、放課後における児童の健全育成を目的としています。

2 対象となる児童

神戸市内に在住する小学生児童で、次の（１）～（３）の要件を満たしていることが必要です。

- （１）保護者が働いている家庭、またはこれに準ずる家庭の児童
- （２）子どもの帰宅時間に、保護者または祖父母など、保護者に準ずる方がいない家庭の児童
- （３）学校や家から児童館に一人に来て一人で帰ることができる児童、および排泄や食事が一人でできる児童

ただし、小学校区によっては、児童館と学童保育コーナーにおいて、学年や住所により受け入れ児童を分けている場合がありますので、ご利用を希望される学童保育施設にご確認ください。

※令和2年度までに利用があり、その利用料で未納金がある家庭の児童はご利用いただけません。

※原則、夏休みなどの長期休暇のみの利用はできません。

3 開所期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

ただし、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

- ※ 学童保育を利用中に大雨警報等が発表された場合は、
 - ・学童開所時間前に警報が発表 → 閉所します。
(警報が解除された場合は職員体制が整い次第開所します。)
 - ・学童開所後、開所時間中に警報が発表 → 引き続き学童保育を実施します。
- ※ 特別警報発表時や公共交通機関が運休している場合などは閉所となる場合もございますのでご注意ください。
- ※ インフルエンザなどのため学級閉鎖や学年閉鎖となっている時、対象となっている学級・学年の児童は自宅待機となります。
- ※ 新型コロナウイルス感染症が施設内で発症した場合、一定期間施設を閉所する場合があります、施設閉所中は自宅待機となります。

4 開所時間

平日	放課後	～	17時（延長は19時まで ^{※1※2} ）
土曜日 ^{※4}	9時00分 ^{※3}	～	17時（延長は19時まで ^{※1※2} ）
学校休業日 ^{※4} （夏休み等・土曜日を除く）	8時30分 ^{※3}	～	17時（延長は19時まで）

- ※1 延長利用は1時間毎に下記延長利用料が必要です。
- ※2 延長利用の場合は、必ずお迎えをお願いします。
- ※3 学童保育施設によっては8時から開設している場合もあるため、希望される施設にご確認ください。
- ※4 学校で給食のない日や土曜日、学校休業日には、弁当を持たせてください。

5 利用料、おやつ代及び ICT システム料

学童保育の利用には次の料金が必要です。基本利用料及び延長利用料については、毎月末日に当該月分を口座より引き落しいたします。残高不足の無いようにご確認ください。

また、学童保育では毎日おやつを用意します。おやつ代として下記の金額を毎月の指定された日までに各学童保育施設に納入してください。なお、おやつ代の一部を「お誕生会」等の経費に充てることもあります。

基本利用料	月額 4,500円
延長利用料（1時間ごと）	月額 1,500円
おやつ代	月額 1,500円
ICTシステム料	各施設による

- ※ 基本利用料・延長利用料・おやつ代については、日割り計算はしていません。1日でも登録があれば利用がない場合でも月額利用料を納めていただきます。
- ※ 退会される場合は、前月末までに退会届をご提出ください。
- ※ 口座取引が開始するまでの間は、お渡しする納付書により納入をお願いします。
- ※ 口座から引き落としができなかった場合は、再度引き落としすることができないので、お渡しする納付書により指定する金融機関で納入をお願いします。

◎ ICTシステム（来退所管理システム）について

児童の出欠管理や保護者様へのご連絡をより円滑に行うことを目的に、令和2年度より神戸市内の学童保育施設ではICTシステムの導入を随時進めております。ICTシステムを導入している施設に入会する場合、基本的にシステム利用の登録をいただく必要があります。

また、施設が利用するシステムの仕様により、利用料等が発生する場合がございます。利用料の詳細については各施設にお問合せください。

6 減免制度

基本利用料および延長利用料に減免制度があります。減免申請書および利用料減免制度のご案内は、各学童保育施設に（又は神戸市ホームページに記載）ありますのでご一読ください。

減免の要件に該当する場合は、減免申請書と別表記載の必要書類を下記送付先まで送付ください。

減免区分	金額	必要書類
◎ 生活保護世帯	全額免除 (月額 0円)	生活保護適用証明書
◎ 市民税非課税世帯 <u>のうち</u> 母子・父子家庭	全額免除 (月額 0円)	児童扶養手当証書又は ひとり親家庭等医療費受給者証の写しと 保護者の <u>令和2</u> 年度市民税非課税証明書 (<u>令和元</u> 年分所得)
◎ 所得税非課税世帯 <u>※平成 22 年度税制改正前の 扶養控除を適用した場合に非 課税扱いになる世帯を含む</u>	半額免除 (基本利用料 2,250円 18時延長 750円 19時延長 1,500円)	<u>令和2</u> 年分所得税非課税 (<u>令和2</u> 年分所得)を証明するものが必要 (源泉徴収票、確定申告書などの写し)

※ 申請は毎年度必要です。

※ おやつ代・ICTシステム料については、減免制度はありません。

※ 年度途中からの減免適用については、申請月の翌月からの適用となります。

※ 減免の事項に該当しなくなった場合は、速やかに届けてください。

7 入会申込に必要な提出書類（申請は、毎年度必要です。）

- ・パソコンやスマートフォンで書類の作成を行うことができる作成フォームを導入しましたので是非ご利用ください。（令和3年度分は10月15日～利用可能）
- ・作成フォームが使用できない場合は各施設にご用意している書類（又は神戸市ホームページに掲載）をご利用ください。

◎ 各提出書類の提出先

提出先	提出書類
ご利用予定の学童保育施設	① 神戸市立放課後児童クラブ入会申込書 ② 在職証明書※または事業経営届・誓約書 ③ 口座振替依頼書
〒650-0032 神戸市中央区伊藤町1-1-1番地神戸商工中金ビル4F 神戸市行政事務センター（学童保育担当） TEL (078) - 381 - 5533	④ 減免申請書 ⑤ 上記「6 減免制度」に記載している必要書類

※学童保育によっては上記以外の書類提出が必要の場合がありますので、事前にご希望される学童保育にご確認ください。

8 注意事項

- (1) 現在利用中の方も、改めて申し込みをしてください。
- (2) 申し込みが少ない場合は、開設しないこともあります。
- (3) ご利用している放課後児童クラブの利用者数が増えた場合、学年や地域で割り振りを行った上で、申請された学童保育施設とは別の、近隣の学童保育施設の利用を指定される場合があります。
- (4) 事故等について
 - ①学童保育施設での事故や発病等緊急事態発生の際は電話連絡します。その際には速やかに迎えに来てください。緊急連絡先は正確に、また変更のあった場合は必ずお届けください。
 - ②学童保育施設への往復途上で生じた事故（保険は適用範囲内）、及び学童保育施設の管理下でない行動中に生じた事故、また持病や児童の責めに帰すべき事故については責任を負いかねます。
- (5) 神戸市の学童保育施設では登録されている児童全てに傷害保険に加入していただいております。加入の際に保険会社に加入者の情報をお渡ししております。（※保険加入手続以外に保険会社が個人情報を取り扱うことはありません。）
- (6) 離職や転居などによって入会要件を失った場合は、必ず届けてください。1ヶ月以上無断欠席が続く場合や、申し込み時の就労状況等に虚偽のある場合は退会していただくことがあります。
- (7) 家庭の事情により長期にお休みされる場合は、事前に休会届を提出してください。ただし、年度内で合計2ヶ月を超える休会はできません。
- (8) 利用料の滞納がある場合は、翌年度4月1日以降の継続利用・再入会および兄弟姉妹の入会を承諾できません。（おやつ代・ICTシステム料についても同様です。）
- (9) 年度途中でも正当な理由なく利用料等を滞納した場合は、退会していただくことがあります。
- (10) 集団生活を営むうえで著しく支障のあるときは、退会していただくことがあります。

9 保護者の方へのお願い

- (1) お子さんの学童保育での様子をお知らせするため、また、ご家庭におけるお子さんの状況をお知らせいただくため、連絡ノートをお渡ししています。必ずご覧いただき、毎日持たせてください。
- (2) お子さんが学童保育を休まれるときは、必ず事前に連絡してください。
- (3) 保護者の方がお休みの日など、自宅に居られるときは、親子のふれあいを大切にしてください。ため学童保育をお休みにし、自宅で過ごすよう努めてください。
- (4) 学童保育では保護者懇談会を開きます。案内があれば必ず出席してください。
- (5) 神戸市の公設学童保育は、指定管理者によって管理運営されています。指定管理者制度の詳細については、神戸市ホームページでご確認ください。